

香川労働局発表

平成 29 年 9 月 19 日

担当
当

香川労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 酒井 浩三
室長補佐 濱野 玉美
【電話】 087-811-8924

HP : <http://kagawa-rooudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

～株式会社トーカイ（高松市）～

★4回目の認定は県内初！

香川労働局（局長：辻 知之^{つじ ともゆき}）は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、仕事と子育ての両立を推進している「子育てサポート企業」として、株式会社トーカイを認定しました。今回の認定により、香川県内の認定件数は46件目となりました。

※平成29年4月1日よりくるみん認定基準が改正されています。見直し後の基準は、男性の育児休業関係の基準が取得人数ではなく、取得率を見ることになった点、労働時間に関する基準が新たに設けられた点等で従来のくるみん認定よりも認定のハードルが少し高くなっています。

株式会社トーカイ

～ 平成 29 年 8 月 8 日認定、県内第 46 号～（高松市）
労働者数：685 人（うち女性 449 人） 業種：リネンサプライ業
計画期間：平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

<主な取組内容>

- ・育児のための短時間勤務制度、時間外労働の制限、深夜業の制限および子の看護休暇は小学校3年生の始期に達するまで利用可能。
- ・育児休業期間中の賃金について、開始日より連續した3日間を有給にしている。
- ・計画期間中に、女性社員4名、男性社員9名が育児休業を取得。取得率は、女性100%、男性90%であった。
- ・誕生日月に利用できるリフレッシュ休暇の取得を促進している。毎月取得状況をフィードバックし、所属長においても課員の取得のサポートをするよう促している。



(添付資料) <No.1>香川労働局管内認定企業名一覧

<No.2>一般事業主行動計画、認定とは

香川労働局管内認定企業名一覧

平成29年8月8日現在

認定件数46件 認定企業数31社（うち6社は2回、2社は3回、1社は4回認定を受けている。）

※認定件数46件には会社統合のため本社が県外となった企業（認定2回）を含む。

| | 企 業 名 | 本社等所在地(市町まで) | 認定年 |
|----|-------------------------------|--------------|------|
| 1 | ユニ・チャームプロダクツ株式会社 | 観音寺市 | 2007 |
| 2 | 株式会社富士通四国システムズ（※認定時の企業名） | ※会社統合により本社県外 | 2007 |
| 3 | 香川医療生活協同組合 | 高松市 | 2007 |
| 4 | 四国電力株式会社 | 高松市 | 2008 |
| 5 | 医療法人圭良会 | 仲多度郡まんのう町 | 2008 |
| 6 | 株式会社トーカイ | 高松市 | 2009 |
| 7 | 医療法人社団五色会 | 坂出市 | 2009 |
| 8 | 株式会社百十四銀行 | 高松市 | 2009 |
| 9 | 国立大学法人香川大学 | 高松市 | 2010 |
| 10 | ユニ・チャームプロダクツ株式会社(2回目) | 観音寺市 | 2010 |
| 11 | 株式会社富士通四国システムズ（※認定時の企業名）(2回目) | ※会社統合により本社県外 | 2010 |
| 12 | 一般財団法人三宅医学研究所 | 高松市 | 2011 |
| 13 | 大豊産業株式会社 | 高松市 | 2011 |
| 14 | 医療法人圭良会(2回目) | 仲多度郡まんのう町 | 2011 |
| 15 | 四国電力株式会社(2回目) | 高松市 | 2012 |
| 16 | 株式会社Bisous | 高松市 | 2012 |
| 17 | 株式会社宮脇書店 | 高松市 | 2012 |
| 18 | 社会福祉法人 松寿会 | 坂出市 | 2012 |
| 19 | セーラー広告株式会社 | 高松市 | 2012 |
| 20 | 社会福祉法人 牧羊会 | 高松市 | 2012 |
| 21 | 医療法人社団 仁泉会 | 高松市 | 2013 |
| 22 | 株式会社トーカイ(2回目) | 高松市 | 2013 |
| 23 | 株式会社タダノエンジニアリング | 高松市 | 2013 |

| | | | |
|----|----------------------|-----------|------|
| 24 | 一般財団法人三宅医学研究所(2回目) | 高松市 | 2013 |
| 25 | 四国交通共済協同組合 | 坂出市 | 2014 |
| 26 | 社会福祉法人 さぬき | 高松市 | 2014 |
| 27 | 社会福祉法人 松寿会 (2回目) | 坂出市 | 2014 |
| 28 | 株式会社百十四銀行 (2回目) | 高松市 | 2014 |
| 29 | 一般財団法人阪大微生物病研究会 | 観音寺市 | 2014 |
| 30 | 医療法人社団三和会 しおかぜ病院 | 仲多度郡多度津町 | 2014 |
| 31 | セーラー広告株式会社(2回目) | 高松市 | 2014 |
| 32 | 四国総合信用株式会社 | 高松市 | 2015 |
| 33 | 株式会社ビッグ・エス | 高松市 | 2015 |
| 34 | 国立大学法人香川大学(2回目) | 高松市 | 2015 |
| 35 | 四国旅客鉄道株式会社 | 高松市 | 2015 |
| 36 | 四国電力株式会社(3回目) | 高松市 | 2015 |
| 37 | 株式会社トーカイ(3回目) | 高松市 | 2015 |
| 38 | 東四国スバル株式会社 | 高松市 | 2015 |
| 39 | 医療法人圭良会(3回目) | 仲多度郡まんのう町 | 2015 |
| 40 | 株式会社STNet | 高松市 | 2015 |
| 41 | 協同食品株式会社 | 坂出市 | 2015 |
| 42 | ホシザキ四国株式会社 | 高松市 | 2016 |
| 43 | 株式会社 穴吹工務店 | 高松市 | 2016 |
| 44 | 社会医療法人財団大樹会 総合病院回生病院 | 坂出市 | 2016 |
| 45 | 株式会社シニアライフアシスト | 高松市 | 2017 |
| 46 | 株式会社トーカイ(4回目) | 高松市 | 2017 |

次世代法とは

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）は、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくることを目的として、平成17年4月から施行されています。

平成27年3月31日までの時限立法でしたが、改正により法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。

一般事業主行動計画とは

企業が、次世代法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画のことです。

企業は、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、一般事業主行動計画（以下「行動計画」）に、①計画期間②目標③目標達成のための対策およびその実施時期を定めます。

常時雇用する従業員が101人以上の企業には、行動計画を策定し、一般への公表、従業員への周知、都道府県労働局への届出を行うことが義務付けられています。また、常時雇用する従業員が100人以下の企業には、努力義務が課せられています。

認定とは

行動計画に定めた目標を達成するなど一定の要件を満たした場合、都道府県労働局へ申請することによって、次世代法に基づく「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定基準（平成29年4月1日施行）

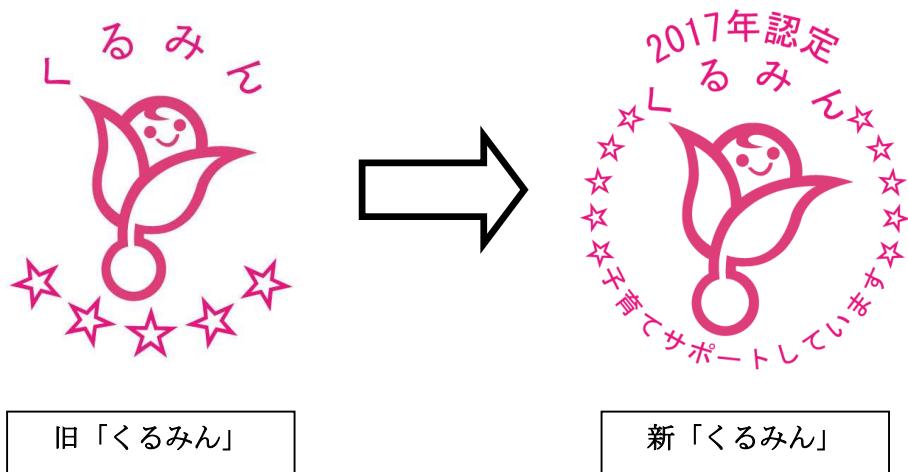
- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
- 2 計画期間が2年以上5年以下であること。
- 3 行動計画を実施し、定めた目標を達成したこと。
- 4 行動計画の公表及び労働者への周知を適切に行っていること。
- 5 次の（1）または（2）いずれかを満たしていること。
 - (1) 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が7%以上であること。
 - (2) 計画期間において、男性労働者のうち、育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて15%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。
- 6 計画期間内に、女性の育児休業等取得率が75%以上であること。
- 7 3歳から小学校就学前の子を持つ労働者を対象とする「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
- 8 次の（1）と（2）のいずれも満たしていること。
 - (1) フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。
 - (2) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
- 9 次のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
 - ①所定外労働の削減
 - ②年次有給休暇の取得促進
 - ③その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
- 10 次世代法その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

※5、6については、300人以下の企業の場合、特例があります。なお、5については経過措置が設けられています。

☆行動計画を策定・実施した都度、申請を行うことにより、その行動計画ごとに認定を受けることができます（つまり、認定を複数回受けることも可能）。

☆平成29年4月1日からくるみん認定の認定基準等が改正されています。認定基準等の見直しに合わせて、くるみんマークが新しくなりました。新しいマークは上部に最新の認定年を記載し、いつ認定を取得した企業か、一目で分かるようになりました。また、星の数は、これまで認定を受けた回数を表しています。実際に付与されるマークは、認定を受けた回数に応じて星の数が変わります。新しいマークは、平成29年4月1日以降に認定申請し、新基準を全て満たして認定された場合に付与されます。

※これまで付与された旧マークも引き続き使えます。



認定のメリットとは

認定を受けると、認定マーク（愛称：くるみん）を使用できます。

このマークは、仕事と育児の両立支援はもとより、労働者の働き方の見直し等ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる「働きやすい企業」「社員を大切にする企業」であることを表しています。

自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺・ホームページ、求人広告等に使用して、広くアピールすることで、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待できます。